

## 109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>療養病床を有する病院における短期入所療養介護費</b>			
夜勤減算	療養病棟における夜勤を行う看護・介護職員の数が利用者及び入院患者の合計数が30又はその端数を増す毎に1以上(ただし2人以上)	<input type="checkbox"/> 満たさない	
	療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
	療養病棟における夜勤を行う看護又は介護職員の1人当たり平均夜勤時間64時間以下	<input type="checkbox"/> 満たさない	
	ユニット型・・・2ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職員1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
定員超過減算		<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準減算		<input type="checkbox"/> 該当	
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
身体拘束廃止未実施減算 (令和7年3月31日までの間、経過措置)	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由	<input type="checkbox"/> 未実施	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る	<input type="checkbox"/> 未実施	
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備	<input type="checkbox"/> 未実施	
	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
高齢者虐待防止措置実施の有無	次にあげるすべての高齢者虐待防止に関する事項を運営基準に規定し、措置を講じていること	<input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催	<input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備	<input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の選定	<input type="checkbox"/> 該当	
業務継続計画策定の有無	運営基準に規定する業務継続計画の策定等の措置を講じていること	<input type="checkbox"/> あり	業務継続計画の策定 (R7.3.31まで経過措置あり)

点検項目	点検事項	点検結果	
室料相当額控除 (R7.8~)	室料相当額控除を実施している	<input type="checkbox"/> 該当	
	算定月の属する介護保険計画期間の前の期間の最終年度(第9期は令和6年度)において介護保険施設サービス費(Ⅱ), (Ⅲ), (Ⅳ)を算定した月が(Ⅰ)を算定した月よりも多い	<input type="checkbox"/> 該当	
	療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上である	<input type="checkbox"/> 該当	
病院療養病床療養環境減算	廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7m)以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
医師の配置による減算	療養病床の全病床数に占める割合が50/100を超える基準を適用	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅰ	夜勤を行う看護職員が利用者数及び入院患者数の合計が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2人以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
	夜勤を行う看護職員1人あたりの月平均夜勤時間72時間以下	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅱ	夜勤を行う看護職員が利用者数及び入院患者数の合計が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2人以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
	月平均夜勤時間72時間以下	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅲ	夜勤を行う看護・介護職員が利用者数及び入院患者数の合計が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2人以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
	夜勤を行う看護・介護職員1人あたりの月平均夜勤時間72時間以下	<input type="checkbox"/> 該当	
	夜勤を行う看護職員1人以上	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果
夜間勤務等看護IV	夜勤を行う看護・介護職員が利用者数及び入院患者数の合計20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2人以上配置	<input type="checkbox"/> 該当
	夜勤を行う看護・介護職員1人あたりの月平均夜勤時間72時間以下	<input type="checkbox"/> 該当
	夜勤を行う看護職員1人以上	<input type="checkbox"/> 該当
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意を得て短期入所療養介護を開始	<input type="checkbox"/> 該当
	加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、短期入所療養介護の利用を開始していない。	<input type="checkbox"/> 該当
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	<input type="checkbox"/> 該当
	利用開始日から7日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録	<input type="checkbox"/> 該当
	介護サービス計画書による記録	<input type="checkbox"/> 該当
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない	<input type="checkbox"/> 該当
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	<input type="checkbox"/> 該当
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	<input type="checkbox"/> あり
	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	<input type="checkbox"/> あり
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	<input type="checkbox"/> あり
	7日を限度に算定(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)	<input type="checkbox"/> 該当
	受入窓口の明確化	<input type="checkbox"/> あり
	空床情報の公表	<input type="checkbox"/> あり
若年性認知症利用者受入加算	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当
	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	<input type="checkbox"/> 該当
	利用者に応じた適切なサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施
送迎加算	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当
	利用者的心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	<input type="checkbox"/> あり

点検項目	点検事項	点検結果
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	<input type="checkbox"/> 該当
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当
	口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当

## 2. (1) ⑯ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

### 概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型認知症専門介護看護】 ★は介護予防も同様の指掌を講じる場合

- 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機器の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。

【告示改止】

### 単位数

＜現行＞（R5まで）  
なし



＜改定後＞（R6から）  
口腔連携強化加算 50単位/回（新設）  
※1ヶ月に1回に限り算定可能

### 算定要件等

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1ヶ月に1回に限りが定単位数を計算する。（第設）
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



81

点検項目	点検事項	点検結果	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> 該当	
	療養食の献立の作成	<input type="checkbox"/> 該当	療養食献立表
認知症専門ケア加算 I	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 II	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画の作成、当該計画に従い研修を実施（実施予定も含む）	<input type="checkbox"/> 該当	
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認 （一）業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> 誰當
	(二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> 誰當
	(三) 介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> 誰當
	四 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> 誰當
	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績が	<input type="checkbox"/> 誰當
	(3) 介護機器を複数種類活用している	<input type="checkbox"/> 誰當
	(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している	<input type="checkbox"/> 誰當
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	<input type="checkbox"/> 誰當
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認 （一）業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> 誰當
	(二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> 誰當
	(三) 介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> 誰當
	四 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> 誰當
	(2) 介護機器を活用している	<input type="checkbox"/> 誰當
	(3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	<input type="checkbox"/> 誰當

点検項目	点検事項	点検結果
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	(一) 次の（1）又は（2）に該当	<input type="checkbox"/> 該当
	（1）介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	<input type="checkbox"/> 該当
	（2）介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士の割合が100分の35以上	<input type="checkbox"/> 該当
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/> 該当
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の（1）、（2）、（3）のいずれかに該当	<input type="checkbox"/> 該当
	（1）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 該当
	（2）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上	<input type="checkbox"/> 該当
	（3）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 該当
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当

点検項目	点検事項	点検結果
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを満たしている	<input type="checkbox"/> 請当
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを満たしている	<input type="checkbox"/> 請当
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを満たしている	<input type="checkbox"/> 請当
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱを満たしている	<input type="checkbox"/> 請当
○キャリアパス要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の整備等)	<p>イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。</p> <p>ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。</p> <p>ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。</p>	<input type="checkbox"/> 請当 <input type="checkbox"/> 請当 <input type="checkbox"/> 請当
○キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)	<p>イ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。</p> <p>イ② 資格取得のための支援の実施</p> <p>ロ イについて、全ての介護職員に周知している。</p>	<input type="checkbox"/> ①又は②に該当 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 請当
○キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)	<p>イ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p> <p>イ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>イ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> <p>ロ イについて、全ての介護職員に周知している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> いずれかに該当 <input type="checkbox"/> 請当
○キャリアパス要件Ⅳ (改善後の賃金要件)	<p>イ 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所数（短期入所・予防・総合事業での重複を除く。）以上</p> <p>ロ イを満たさない理由 ①小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。</p> <p>ロ イを満たさない理由 ② 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。</p> <p>ロ イを満たさない理由 ③ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> いずれかに該当

点検項目	点検事項	点検結果	
○キャリアパス要件V (介護福祉士等の配置要件)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている 若しくは併設本体施設において介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ている	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 1の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 2の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 3の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 4の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 5の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 6の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 7の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 8の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等特定処遇改善加算なし 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 9の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 10の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 11の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算なし 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 12の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 13の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算なし 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(V) 14の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算なし 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
旧介護職員処遇改善加算 (I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/>	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		
(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書	
8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		
旧介護職員処遇改善加算 (II)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/>	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書	
8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
旧介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	<input type="checkbox"/>	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
旧介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定期間見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実	<input type="checkbox"/> 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定期間入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）		
	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない		
2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> 該当	介護職員等特定処遇改善計画書	
3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> 該当		
4 処遇改善の実施の報告	<input type="checkbox"/> 該当	実績報告書	

点検項目	点検事項	点検結果	
	5 次の（一）又は（二）のいずれかに適合 （一）サービス提供体制強化加算（I）又は（II）を届出 （二）指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては当該指定介護療養型医療施設が、介護職員等特定処遇改善加算（I）を届け出	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	6 介護職員処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを算定	<input type="checkbox"/> あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
旧介護職員等特定処遇改善加算（II）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実（一）経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 （二）指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている （三）介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く） （四）介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない	<input type="checkbox"/> 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	<input type="checkbox"/> 該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを算定	<input type="checkbox"/> あり	
	6 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	<input type="checkbox"/> あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを算定	<input type="checkbox"/> あり	
旧介護職員等ベースアップ等支援加算			